

令和3年度第1回 習志野市総合教育会議 会議録

日 時： 令和4年 2月16日（水） 午後3時30分から午後4時10分まで
場 所： 習志野市庁舎3階 大会議室
委員出席者： 宮本泰介市長、小熊隆教育長、古本敬明教育長職務代理者、
赤澤智津子委員、高橋浩之委員、馬場祐美委員
事務局出席者： 芹澤佐知子政策経営部次長、越川智子総合政策課長、高橋宏明企画政策係
長、播摩泰子副主査
説明員出席者： 【学校教育部】
遠藤良宣部長、野村健一次長、中野充教育総務課長、利根川賢主幹（教育
総務課）、合田聖学校教育課長、本間美奈子指導課長、安村和晃総合教育
センター所長
【生涯学習部】
藤原友哉社会教育課長
【こども部】
小平修部長、根本勇一次長、齊藤洋介こども政策課長、篠宮淳一こども保
育課長、相澤慶一子育て支援課長
議 題： （1）（仮称）習志野市虐待・暴力・いじめ・差別から自身や大切な人を
守る都市宣言に係る取り組みについて
会 議 資 料： 資料1 （仮称）習志野市虐待・暴力・いじめ・差別から自身や大切な人
を守る都市宣言素案
参考資料1 都市宣言（素案）に係る経緯・目的等
参考資料2 都市宣言（素案）解説

議 事 録：

宮本市長	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>開会にあたり、宮本市長より挨拶 出席委員は、6名全員であるため、本会議は成立した。</p> <p style="text-align: center;">議 事</p> <p>日程第1、会議録の作成等について諮る。 会議録は、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、 審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、非公開の 審議事項を除く記録について、本市ホームページ及び市役所グランドフロ アの情報公開コーナーにおいて、公開することについて諮り、了承を得 る。 日程第2、会議録署名委員の指名について、馬場委員の指名について諮 り、了承を得る。</p>
------	--

<p>越川総合政策課長</p>	<p>続けて日程第3、協議について、協議（1）（仮称）習志野市虐待・暴力・いじめ・差別から自身や大切な人を守る都市宣言に係る取り組みについて」説明を求める。</p> <p>この都市宣言は、本市においては、昭和37年の交通安全都市宣言に始まり、昭和57年の核兵器廃絶平和都市宣言、平成26年の健康なまち習志野宣言に続く宣言としては四つめ、昭和45年制定の文教住宅都市憲章を含めると、五つ目の、習志野市としての憲章、宣言となる。</p> <p>全庁はもちろん、市民とこのことを共有する中で、いじめや差別等のない社会を築いて参りたいと考えるものである。</p> <p>初めにまず参考資料1から参照いただきたい。</p> <p>都市宣言素案の経緯目的等について記載されている。</p> <p>本市では、現行基本構想における将来都市像として「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げ、これを実現するための三つの目標の一つに「育み、学び、認め合う「心豊かなまち」」を、進めるべき政策の一つに「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を設定し、人権侵害のない環境づくり等に努めることとしている。</p> <p>また、平成27年9月の国連サミットでは、令和12年までに実現すべき国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定したSDGs、持続可能な開発目標が全会一致により採択されており、その目標のうち「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人」といった虐待、暴力、いじめ、差別等の根絶に係る事項が掲げられている。</p> <p>そのため、本市では、令和2年度にスタートした後期基本計画において、すべての施策をSDGsの目標ごとに区分し、計画の各施策の推進により、SDGsの目標の達成に努めているところである。</p> <p>さらにこれまで本市は子ども、高齢者、障害者、男女間など、それぞれの法律に基づき、各分野において、いじめ虐待の防止や被害者の保護に取り組んできた。</p> <p>その一方で、社会の急激な変化の中で、インターネット上の人権侵害が社会問題化し、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、感染者の公表等をめぐり、差別や誹謗中傷等が顕在化するなど、人権をめぐる課題が浮き彫りとなった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、改めて虐待、暴力、いじめ、差別を許さないために、これらの問題を市民全体で認識し、事態を解消し、個々人が行動すべきことを共通理解することを目的とした都市宣言を策定する機運、必要性が高まってきたものととらえ、本宣言の策定に至ったものである。</p> <p>2ページを参照いただきたい。</p>
-----------------	---

本宣言における目標として、次の事項について、市民に、市の予防、防止、対策支援の施策に協力いただくとともに、互いに理解、協力し合い、自らが実現に向けて行動する意識の浸透を目指すものである。

すべての人々が一人ひとりの人権を尊重すること。

すべての人々が排除されずに各々の能力が発揮できること。

すべての人々が受け入れられ、参加できる社会にすること。

すべての人々が恐怖、いかなる暴力も受けず、年齢や疾病、障がい、人種や信条、性的指向などに関係なく、安心して生活を送ることができること。

相手の立場を理解しようとする寛容さを持ち、考え方や立場の違う人のことについて、自分ごととして想像力を働かせながら慮り、理解し合うこと。

以上である。

続いて資料1、都市宣言素案を参照いただきたい。

令和2年12月から、関係課長級による庁内検討会において、宣言案の検討、作成を進めてきた。

また現在、習志野市福祉問題審議会に諮問しており、4月に答申をいただく予定である。

それでは、全文を読み上げさせていただく。

「すべての人は、生まれながらにして持つ固有の権利である人権を尊重され、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、職業、出身、経歴、年齢、疾病、障がい、財産に関係なく、自分らしく生きる権利が保障されています。

わたくしたち習志野市民は、互いの多様性を認め合うことにより、虐待、暴力、いじめ、差別を許さないという強い意志を持ち、支え合える社会を、自らの手でつくりあげていくことを誓い、ここに宣言します。

一つ、わたくしたち習志野市民は、誰もが生まれながらに多様な存在として、自分らしく生きる権利を尊重します。

一つ、わたくしたち習志野市民は、誰かを身体的、精神的、経済的ななど、いかなる方法によっても排除せず、お互いを尊重し続けます。

一つ、わたくしたち習志野市民は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、みんなで協力し合い、虐待、暴力、いじめ、差別を根絶します。」

以上である。

続いて参考資料2、宣言素案解説を参照いただきたい。

宣言は、5つの文で構成されており、一文ずつ資料に基づき、説明をする。

1つ目の文については、人間はありのままの個々人として、敬意を持っ

て大切にされるとともに、排除されることなく認められ、心安らかに暮らすことができる権利を持っていること。ここで言う人種から財産までの各用語について定義し、こうしたことに関係なく、幸せに生きるため、誰にでも認められる基本的な権利である人権が、すべての人において尊重されることを表している。

続いて3ページを参照いただきたい。

2つ目の文では、虐待、暴力、いじめ、差別といった行為から守られる包摂性のある社会を、市民みずからが構築していく都市であることを、広く市内外に向け宣言し、その決意を示している。以下ここでいう虐待、暴力、いじめ、差別の各用語について定義をしている。

これらの根絶解消を目的に、習志野市では現在、児童福祉法に基づく児童虐待防止等、各種施策に取り組んでいる。

また、先ほど述べたように、現基本構想では政策の1つに、「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を掲げ、人権侵害のない環境づくり等に努めることとしているほか、SDGsでは、虐待、暴力、いじめ、差別等の根絶に係る事項を掲げられ、これらを推進しているところである。

しかしながら、未だ根絶、解消には至らず、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大下においても、様々な差別的な事例等も報告されているところである。

こうした状況を踏まえ、本市としては虐待、暴力、いじめ、差別から市民の命や大切な人を守ることが重要であると考え、その考えを市内外に強くアピールし、虐待、暴力、いじめ、差別といった行為から守られる包摂性のある社会の実現を目指すため、都市宣言の必要性が高まっていると捉えている。

そこで、誰もがこうした行為に脅かされることなく、個々の人権が尊重され、寛容性のある安心して暮らせる社会を自分自身の行動により作り上げていく都市の実現に向け、子供から高齢者まで理解しやすい宣言という形で表現をし、習志野市民の決意を表したものである。

5ページを参照いただきたい。

3つ目の文については、社会的に弱い立場の人や疎外されたコミュニティの人を含め、すべての人は一人ひとりが違う唯一無二の存在として、ありのまま敬意が払われ、各々の能力を発揮することができる権利を持っている。誰もがさらされる可能性のあるこれらの行為から、自らを含む人々を守るためには、個々人が持つ価値は多様であると同時に、誰もが尊重されるべき存在であることを理解することが必要であり、市民一人ひとりがそのことを受容し、意識したまちづくりに取り組むということを表している。

6ページを参照いただきたい。

	<p>4 つ目の文については、自分の都合や考えのみを主張することは、考え方の違う人との対立を深めるだけであり、包摂性のある、安心して暮らせる社会を構築するためには、身体的、精神的、経済的などの理不尽な人権侵害を決して行わず、自分とは違う相手の考えや立場を理解しようとする寛容さを持ち、また理解することを諦めないことが大切であることを「尊重し続ける」という文言であらわしている。</p> <p>最後に、7 ページを参照いただきたい。</p> <p>5 つ目の文について、誰もが安心して暮らせる社会の構築は、誰か 1 人が頑張っても達成できず、市民一人ひとりが社会のあらゆる場面で問題課題から目をそらさずに関心を持ち、自分ごととして考える必要がある。</p> <p>そこから包摂性を意識した対話や行動を起こしていくことで、虐待、暴力、いじめ、差別を許さず、根絶するまちの実現を協力して目指していくことを掲げている。</p> <p>以上が素案の解説となる。</p> <p>なお、昨日 2 月 15 日より 3 月 16 日までの期間において、パブリックコメントを実施しているところである。</p> <p>本日委員の皆様からいただいた意見及びパブリックコメントでの意見を踏まえ、4 月上旬には修正案を策定の上、福祉問題審議会に改めて示し、答申をいただき、庁内の最終意思決定手続きを行った後、5 月に公告し、周知を図って参りたいと考えている。</p> <p>説明は以上となる。ご意見のほど、お願いしたい。</p>
宮本市長	<p>ただいまの説明について、順次、委員の意見を伺う。</p>
赤澤委員	<p>このことに対しては、特段の意見ということではないが、宣言している主体が市民になると思われる中で、これが市民の中に浸透し、宣言が生かされるというような、プロセスの構築ということが求められると思った。</p> <p>内容については、昨今、重要性、必要性といったものが、単なる表面的なものではなく、実効性のあるものとして求められていることであるため、宣言を契機に考え方や意思といったものが、推し進められていくといいなと感じている。</p>
高橋委員	<p>内容は、大変素晴らしいもので、今の時代に合ったものだと感じた。</p> <p>ぜひ実現していきたい、また、いけたらと思う。</p> <p>赤澤委員の発言と似てしまうが、この宣言を出したことによって何が展開されていくかがとても大事で、これをもとに様々なことが企画されていくことを願う。</p> <p>意見というほどではないが、素案で、「人種、国籍、信条、性別」とあ</p>

越川総合政 策課長	<p>るが、グローバルな視点からいうと、やはり、なぜ「信仰」が入っていないのが疑問である。というのは、日本ではそれほど強くないのかもしれないが、やはり日本でも、信仰による、差別とか軋轢みたいなものはあるからである。</p> <p>それからもう 1 点は、宣言で進めることは、大変素晴らしいことであると思うが、この件のものに関しては、条例にしているところもあると思われる。特に差別をすとか暴力を振るうということについては、ある意味、公権力で制限するというようなことも関わるため、その点について、検討されたのか考えたところである。</p> <p>今回の都市宣言では、コロナ禍という特殊な状況で包摂性のある社会がますます重要となっているという中で、まずは市民に向けて、なるべく早い段階でこのような社会情勢についての問題意識を発信し、市民一人ひとりの行動の拠り所としていただく、また、寛容性、包摂性といったものを喚起し、理解や共感を広げていくことが最優先であると考えたため、条例という形をとらず都市宣言という形で手続きを進めたところである。</p> <p>子どもから高齢者までわかりやすいといったことで先ほど説明したが、このような形の中で、福祉問題審議会への諮問やパブリックコメントで、広く市民の意見を伺う中で、早期の宣言を目指している。</p> <p>今後、より取り組みを強化していく上で、条例化していくということも一つの考え方ではあると思うが、まずは問題意識の発信と理解共感を広げ、市民の行動につなげていくということを目的の第一義としているため、直ちに条例化ということは考えていないが、まずは、宣言を広く周知し、考えについて、共感を持って進めていきたいと考えている。</p>
馬場委員	<p>都市宣言の素案を読み、わかりやすい文章で、子どもから大人まで理解するのにそこまで難しい文章ではないといった印象を持った。</p> <p>私個人としては、このような宣言の検討がされるのが遅かったと思っている。</p> <p>現行基本構想の、「みんながやさしさでつながるまち」といった抽象的な言い方ではなく、都市宣言では、具体的に明示している点がとても印象的で、メッセージ性がとても強いと思うため、機運が高まったことから、宣言を出されるということであるが、遅いと言ったけれども、とても意義があると感じている。</p> <p>内容についてはSDGsの目標に基づくところではあるが、基本的には、教育がやはり大事であると思うため、この都市宣言が採択された暁には、各小学校、中学校、また高校における、道徳面において、授業が展開されていくと良いと思っている。</p>

古本委員	<p>また、残念ではあるが、虐待、暴力、いじめ、差別といったものは、中々、無くならない問題であり、子どもたちだけの問題ではなく、大人の社会の中にあっても、無くならない問題ではあるため、都市宣言が先ほど2人の委員も言っていたが、市民の中にどれだけ浸透していくかというのがとても重要であり、宣言を策定したからいいということではなく、それをどのように市民に広げていくか、といったところが、課題であると思う。</p> <p>今までの都市宣言の中でも、“核”に関する宣言などは、様々なところで目にする機会が多く、私も印象深いですが、市民が様々な所で目にする機会があるよう望みたいと思っている。</p> <p>宣言を見て、やはり非常に素晴らしいと思うが、一つ感じたことがある。権利の点について、権利には必ず義務があると思われる。</p> <p>各人が「私には権利がある」と言って権利だけを主張した場合、逆に着ついてまわる義務についてもやはりしっかり考えておかななくてはいけないのではないかな。</p> <p>宣言に義務についてを書く必要はないかもしれないし、既に「お互いの多様性を認め合う」という言葉に表現されていると思うが、この義務の件についてもやはり同じく、表現をするというか、考えていかななくてはいけない問題なのではないかなと思う。</p> <p>もう一つが、今回、我々の教育委員という立場で読み、ずっと考えていたが、虐待、暴力、いじめ、差別などを受ける人というのは、要は弱者、その弱者とはどのような人たちを言うのだろうかと考えたとき、最近自分の職業柄ではあるが、お年を召した方、認知症の方々の虐待、いじめが非常に多い。でも、実はそれをやっている人たちというのは家族の方々である。また、我々はみんな衰えていく中で、弱者になっていく。そして気がつけば、自分たちを守ってくれるはずの家族の方々から、被害を受けてしまうことがある。でも、なぜそれが起きるのかと言えば、その家族も大好きなお父さん、お母さんたち、兄弟も追い詰められているからである。</p> <p>そのため、やはり、その人たちは良くないとわかっているのだけれども、行き場のない怒りや絶望感があって、どうしても自分の家族である高齢などの弱者に当たってしまうということは、まちとして、やはりそういう人たちを受け入れる寛容さが必要であろう。追い詰められてしまったのは、社会がその苦しみを受けとめられなかったこと、ということがあるだろうと思うため、我々は、やはり寛容さというものを持って、いつ自分がその立場になるかわからないということを考え、各々の立場を理解した上で、ゆとりのあるまちを作っていかななくてはいけないということを考える機会となった。</p>
------	--

越川総合政 策課長	<p>古本委員からご意見いただいた、“義務”というものを宣言の中に具体的に表すのは、難しいと思っている。確かに権利のみを主張するのではないといったところは当然あると思われるため、宣言を発表する中で、そういった点が伝わるような形で何か表現ができないかといったことを検討させていただければと思う。</p>
古本委員	<p>その通りだと思う。“義務”に関して言えば、しっかりと書くものではないと思う。「何々すべき」という表現では、縛る内容になる。ただ、お互い認め合うということを、どういう形で表現するかを考えていただきたい。</p>
小熊教育長	<p>全体を読み、非常に簡潔な文章でいいなと思った。</p> <p>人権の尊重に関しては、教育の分野で言えば生涯学習においても、学校教育においても、基本中の基本であり、これについて、何かということはないが、当たり前すぎて、本当の意味が理解できているのかなということを感じる事が多くある。</p> <p>特に学校教育においては、日々のいじめの問題、そして児童虐待の問題といった部分を抱えているため、やはり、こういうことを自分のこととして捉えられるようにしていかなければいけない、また、伝えていかなければいけないことを強く感じている。</p> <p>他の委員からもあったが、やはり、これをどう周知していくのかということが一番大きな課題ではないかと思っている。具体的な課題を知らせていかない限りは、この文言というのはなかなか伝わっていかないのではないかと感じている。</p> <p>また、人権尊重の教育というのはやはり、学校教育に負うところが大変大きいと思っているため、教えられる側だけではなく、教える側も大いに学んでいかなければならないのではないかと。そして、特に課題が生じたときに、いじめの問題で特に感じる事であるが、的確に指導できる体制を作っていかなければいけない。そこにはやはり、専門家が必要であるのではないかと、強く感じた。この宣言を出した後、これをどう周知していくのかということが大事だなというに感じている。</p>
宮本市長	<p>本市の都市宣言は、まず「文教住宅都市憲章」があって、時系列では、「交通安全」、「核兵器廃絶」、「健康なまち」、そして今回の宣言案という順番である。この中で、「健康なまち」は私が市長になってからの宣言である。</p> <p>「健康なまち」というのは、現代風に言うと“持続可能な”“活性化”み</p>

	<p>たいなものと感じているわけであるが、身体だけではなく、心の健康、環境の健康、いろいろな健康ということが重なったまちづくりを想起して、また、当時、盛んに言われていた予防医療という観点も入れ、宣言をしたものである。</p> <p>都市宣言案では、人権ということについて、正面切って宣言することに難しさがある中で今に至っています。この素案についても、どちらかというと、関わるもの全てを集めて載せているものでもあり、もう少し簡便にできるのではないかという気もしている。</p> <p>また、宣言とするからには、小さな子どもにも、口ずさんでいただけるものにする必要ではないかとも、考えている。</p> <p>最終的に教育に活かすというご意見もあったが、恐らく、小学校3年生の地域の学習の中で、地域の一つの特徴として、この宣言というものを一つの教材として扱えるといったメリットがあるとも思っている。</p> <p>このような中で、これが周知されることによって、「健康なまち宣言」、「交通安全宣言」、「核兵器廃絶宣言」、とともに文教住宅都市を支えるという形になっていけばいいのではないかと思っている。</p> <p>条例と宣言の違いという点は私も感じていたところであり、先ほど権利と義務のご意見もあったが、条例が市民の責務のような記述があるように、権利と義務が明示され、みんなで守っていこうというのが条例であり、広く周知して皆でそれを意識して共有しようというのが、宣言ではないかと私なりに捉えているところである。</p> <p>今、行われているオリンピックの中でもドーピング問題が出たり、この平和の祭典の期間中は紛争を起こしてはいけないといった決まりがあるにも関わらずウクライナの情勢が悪化している、新しい問題や新しい紛争がいつでも起きかねない状況でもあると思っている。</p> <p>このような中で、こういった宣言を策定し、それに基づいた施策を展開していくことで、将来都市像である「みんながやさしさでつながるまち習志野」を作っていきたいと思っている。</p> <p>委員それぞれの意見を含め、他に意見等は無いか。</p> <p>古本委員 宣言案が長いという話があったが、宣言案のうち、“固有の権利”から“財産に関係なく”までの部分を“生まれながらにしてあるがままの姿で生きる権利が保障されています。”としてもいいかもしれないと思った。</p> <p>宮本市長 日程第3を終わる。 日程第4、その他として、事務局から説明があれば伺う。</p>
--	---

<p>越川総合政 策課長</p>	<p>特にない。</p>
<p>宮本市長</p>	<p>日程第4を終わる。</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>午後4時10分終了</p>